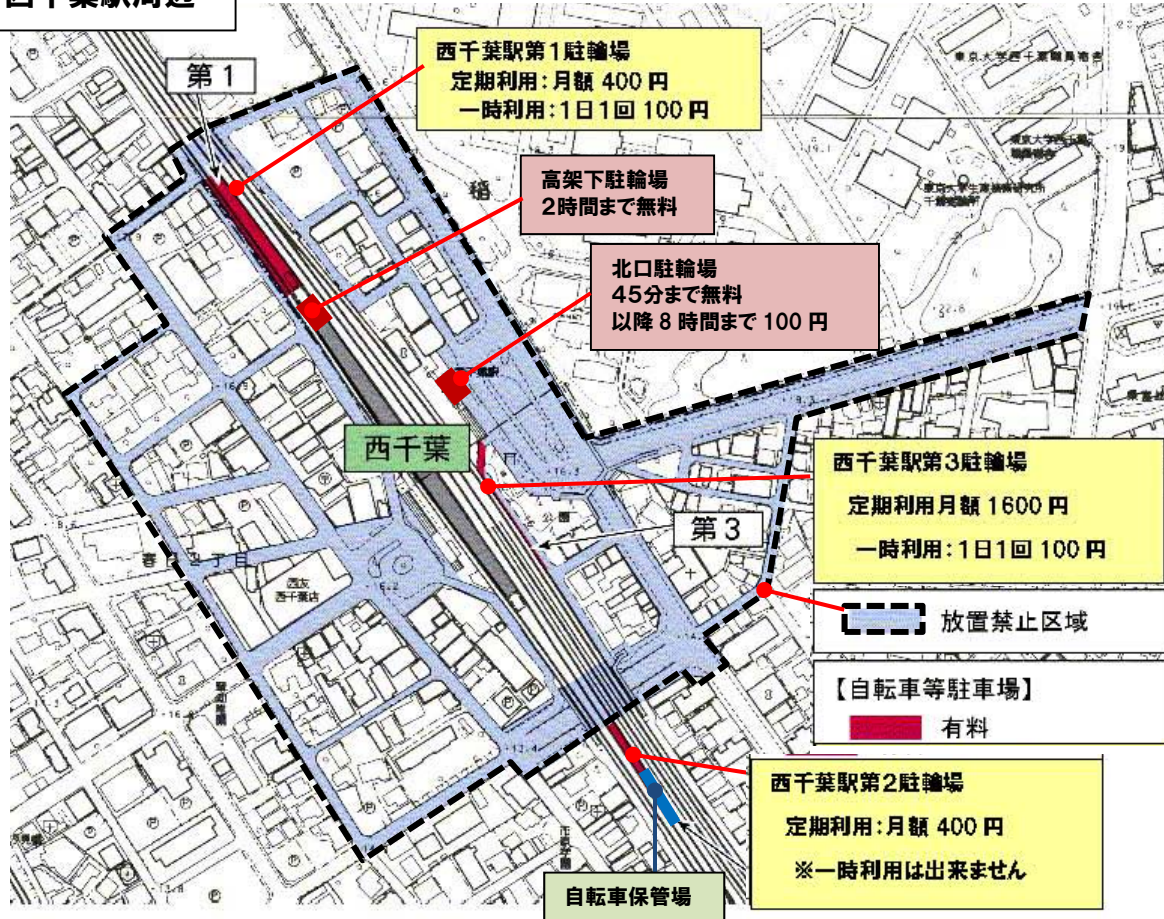


自転車等放置禁止区域と駅周辺駐輪場

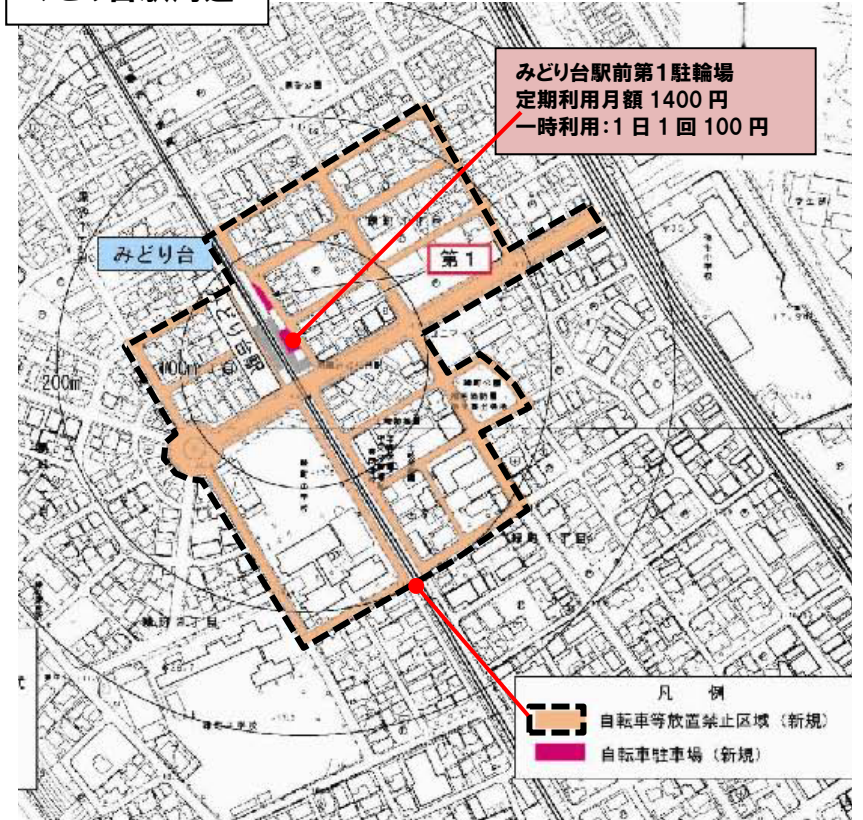
千葉市では、駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定し、放置自転車の撤去を実施しています。

千葉大学
協力:千葉市

西千葉駅周辺



みどり台駅周辺



自転車の 安全利用 の原則

- ①自転車は車道通行が原則
道路交通法で自転車は「軽車両」と位置付けられています。自転車で歩道を通行することはあくまで「例外」です。
- ②車道は左側を通行
自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。右側を通行(逆走)すると、事故につながる危険性が高まります。

- ③歩道は歩行者優先(車道寄り徐行)
例外的に自転車で歩道を通行するときは、すぐに停止できる速度で車道側を「徐行」します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止!
- ④安全ルールを守る
飲酒運転、二人乗り、並進は禁止。夜間はライトを点灯。信号を守る。交差点での一時停止と安全確認。